

## 枚方市環境保全啓発事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、枚方市環境保全啓発事業補助金（以下「本補助金」という。）について、枚方市補助金等交付規則（昭和40年4月8日 規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議（以下、補助事業者という。）が実施する事業への支援を通して市民や事業者等の環境保全活動を促進することにより、良好な環境の保全と地球温暖化対策の推進に資することを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付対象事業は、補助事業者が行う次の各号に掲げる事業のうち、市長が適当と認める事業とする。

- (1) 温暖化対策事業
- (2) 啓発イベント開催事業
- (3) 環境講座開講事業
- (4) 中間支援事業
- (5) その他、本市の環境保全の推進に関して市長が必要と認める事業

### (補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費は、前条に規定する事業及びその事業を遂行するために必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 印刷製本費
- (3) 通信運搬費
- (4) 消耗品費
- (5) 報償金
- (6) 委託料のうち、会場設営費及び運搬費
- (7) 使用料
- (8) その他市長が認める経費

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の交付額は、前条に規定する経費のうち市長が必要と認める金額を算定し、予算の範囲内で交付する。

(様式)

第6条 この要項で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 市長は、本要項施行後3年ごとにこの要項の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。